

# 利 用 さ れ る 方 へ

## 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

## 3 調査の期日

平成22年工業統計調査は、平成22年12月31日現在で実施した。

## 4 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる大分類E—製造業に属する事業所（国に属する事業所及び従業者数3人以下の事業所を除く）である。

## 5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造・加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造・加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあつては、本社一括調査企業を代表する者）の自計報告により調査した。

## 6 調査項目

巻末調査票記載のとおり。

## 7 集計項目の説明

- (1) **事業所数**は、平成22年12月31日現在の数値である。なお、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるような、1区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。ただし、調査日現在休業中、操業準備中、操業開始後未出荷の各事業所については集計の対象としていない。

(2) **従業者数**は、平成22年12月31日現在の数値である。

従業者とは、常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者と臨時雇用者の計をいうが、統計表でいう従業者数は、臨時雇用者を除いたものである。

ア **常用労働者**とは、次のいずれかのものをいう。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業等からの出向従業者などで上記(ア)、(イ)に該当する者

(エ) 重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

イ **個人事業主及び無給家族従業者**とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。

ウ **臨時雇用者**とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている者をいう。

(3) **現金給与総額**は、平成22年1年間に、常用労働者のうち雇用者(「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう。)に対して支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額の合計である。

**その他の給与額**とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金や解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額(派遣会社への支払額を含む。)、臨時雇用者に対する給与及び他企業に出向させている者に対する負担額等である。

(4) **原材料使用額等**は、平成22年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んでいる。

**原材料使用額**とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。

**燃料使用額**とは、生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費である。

**電力使用額**とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。

**委託生産費**とは、原材料又は中間製品を他の企業の事業所に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。

**製造等に関連する外注費（平成19年調査から項目追加）**とは、派遣、委託生産費以外のもので、生産設備の保守・点検、機械の操作等、事業所収入に関係する直接的な外注費である。

**転売した商品の仕入額（平成19年調査から項目追加）**とは、他の事業所（同一企業内に属する事業所を含む。）から仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の売上に対応した仕入額である。

- (5) **製造品出荷額等**は、平成22年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず及び廃物の出荷額、その他の収入額の合計である。（消費税等内国消費税を含む。）

**製造品出荷額**とは、工場出荷金額とし、積込料、運賃、保険料及びその他の諸経費を除いた金額である。また、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものを含んでいる。

**加工賃収入額**とは、他の企業の所有に属する原材料又は製品（半製品を含む。）を加工して引き渡したものに対して、受け取った、又は受け取るべき加工賃である。

**その他の収入額（平成19年調査から項目追加）**とは、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入をいい、修理料収入、冷蔵保管料、自家発電の余剰電力の販売収入、転売収入等である。ただし、知的財産収入、利子・配当、為替差益等の事業外収入及び財産売却収入は除く。

- (6) **製造品在庫額、半製品・仕掛品在庫額及び原材料・燃料在庫額**は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品を含んでいる。

- (7) **生産額、付加価値額及び粗付加価値額**は、次の算式によっている。

**※生産額**＝製造品出荷額＋加工賃収入

＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）

＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

**※付加価値額**＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）

＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）

－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

－減価償却額

**※粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）**

**－原材料使用額等**

ただし、従業者規模や調査年によっては、在庫額、減価償却額を調査しない場合があり、減価償却額を調査しない場合には付加価値額は算出できないため、次の算出方法となっている。

**ア 従業者9人以下の事業所**

在庫額、減価償却額をいずれの年も調査していないので、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を算出している。

**イ 従業者10～29人の事業所**

**i) 平成12年（2000年）まで**

在庫額については西暦末尾が0、5の年のみ調査したので、それ以外の年は製造品出荷額等を生産額とし、付加価値額の算出にも生産額の代わりに製造品出荷額等を用いている。

**ii) 平成13年（2001年）以降**

在庫額に加えて減価償却額についても西暦末尾が0、5の年のみ調査することになり、すべての年について、製造品出荷額等を生産額とし、粗付加価値額を算出している。西暦末尾が0、5の年は、付加価値額も算出している。

(8) **有形固定資産**に関する数値は、平成22年1年間における数値であり、帳簿価額によって

いる。  
**有形固定資産の年末現在高**は、次の算式によっている。

**※年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額**

**有形固定資産の取得額**は、土地と土地以外のものにわかれており、土地以外のものとは次のものを指している。

**ア 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）**

**イ 機械及び装置（附属設備を含む。）**

**ウ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等**

**有形固定資産の建設仮勘定の年間増減**は、

**※年間増減＝増加額－減少額**

であり、建設仮勘定の増加額とはこの勘定の借方に加えられた額であり、減少額とはこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。

**有形固定資産の除却額**とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等である。

有形固定資産の投資総額は、次の算式によっている。

※投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(9) 消費税を除く内国消費税額は、次の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税

(10) 推計消費税額は、平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、製造品出荷額等の合計から直接輸出分、原材料、設備投資（土地を除く有形固定資産取得）を控除している。

(11) 常用労働者のうち雇業者1人当たり現金給与額は、次の算式によっている。

※常用労働者のうち雇業者1人当たりの現金給与額

＝現金給与額（常用労働者のうち雇業者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与の額）÷常用労働者のうち雇業者数

(12) 原材料率、付加価値率、現金給与率、減価償却率は、次の算式によっている。

※原材料率

＝原材料使用額等÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額））×100

※付加価値率

＝付加価値額÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額））×100

※現金給与率

＝現金給与総額÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額））×100

※減価償却率

＝減価償却額÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額））×100

## 8 産業分類の表章について

産業分類については、「工業統計調査用産業分類」に掲げる産業分類別に表章したが、一部略称を用いたものがある。

中分類番号	中分類名	略称
09	食料品製造業	09 食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	11 繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品
13	家具・装備品製造業	13 家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パルプ・紙
15	印刷・同関連業	15 印刷
16	化学工業	16 化学
17	石油製品・石炭製品製造業	17 石油・石炭製品
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18 プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	19 ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮革製品
21	窯業・土石製品製造業	21 窯業・土石製品
22	鉄鋼業	22 鉄鋼
23	非鉄金属製造業	23 非鉄金属
24	金属製品製造業	24 金属製品
25	はん用機械器具製造業	25 はん用機械
26	生産用機械器具製造業	26 生産用機械
27	業務用機械器具製造業	27 業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電子部品・デバイス
29	電気機械器具製造業	29 電気機械
30	情報通信機械器具製造業	30 情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	31 輸送用機械
32	その他の製造業	32 その他製造

(1) 中分類「18プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、別表(P9)のとおりである。

(2) 日本標準産業分類の改定に伴って、平成14年と平成20年に「工業統計調査用産業分類」を次のとおり改訂しており、平成14年と平成20年をそれぞれ前の調査年と比較する場合には注意を要する。

### ア 平成14年調査

平成14年調査からは「もやし製造業」、「新聞業」及び「出版業」が工業統計調査の対象外となったほか、「電気機械器具製造業」が「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」及び「電子部品・デバイス製造業」に3分割される等の改訂があった。

このため、この報告書中、平成14年の前年比については平成13年の数値を平成14年産業分類に組み替えて計算している。(平成13年の数値から「新聞業」及び「出版業」を除いている。付表中、該当部分は斜体で表している。)

## イ 平成20年調査

平成20年調査からは下表のとおり改訂があった。

旧分類 (平成19年まで)		新分類 (平成20年から)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業 (衣服, その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業 <small>統合</small>	12	木材・木製品製造業 (家具を除く)
13	木材・木製品製造業 (家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業 <small>一部移設</small>	15	印刷・同梱産業
16	印刷・同梱産業	16	化学工業
17	化学工業 <small>一部移設</small>	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業 <small>一部移設</small>	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業 <small>分割</small>	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業 <small>一部移設</small>	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業 <small>一部移設</small>	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業 <small>一部移設</small>	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業 <small>一部移設</small>	32	その他の製造業

## 9 産業分類格付けと品目別表について

- (1) 事業所の産業分類格付けは、1事業所が2つ以上の製造品を製造している場合、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。例えば、生産用機械と輸送用機械を製造している事業所で、1年間の製造品出荷額等のうち生産用機械の出荷額等のウエイトが高ければ、その事業所の従業者数、出荷額等はすべて生産用機械として集計される。
- (2) 同一事業所が製造品出荷額のウエイトの変動により前年の業種と異なった業種に格付けされる場合や、事業内容に変更があり製造業に該当しなくなったり、逆に該当することとなったりする場合があるため、市町村別・分類別にみると製造品出荷額等などの数値が著しく変動していることもあるので、利用する上で注意を要する。
- (3) 統計表のうち、「第6表品目別統計表」は調査票に記入された品目ごとに積み上げてあるので、事業所数はその品目を製造する事業所の延べ数になり、他の統計表と一致しない。

## 10 記号及び注意

- (1) この報告書は、従業者4人以上の事業所についてとりまとめたものである。
- (2) この報告書の数値は、平成22年の新潟県分については「県独自の集計値」を用い、全国及び他都道府県分については「経済産業省の集計値(平成22年は速報値)」を用いている。付表10～17も、この数値を用いている。このため、各都道府県分を合計した場合、全国の数値とは一致しない。

なお、県独自の集計値は、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。

- (3) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に把握するため調査項目が改正されたことにより、「製造品出荷額等」「付加価値額」及び「原材料使用額等」の数値は、平成18年調査以前の数値と平成19年調査以降の数値とは接続しない。
- (4) 合併した市町村（川口町、平成22年4月1日長岡市に合併）については、前年の数値は合併前の市町村の数値を合算した。
- (5) 平成16年数値は、「新潟県中越大震災に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査」（以下「捕捉調査」という。）結果を含めたものである。

ただし、平成16年数値で斜体の箇所は、捕捉調査結果が秘匿となるため、捕捉調査結果を含めない数値を掲載している。

**捕捉調査**：平成16年工業統計調査の調査対象地域から、旧十日町市、旧山古志村及び旧川口町が除外されたため、当該3市町村の平成16年12月31日現在の実績について、経済産業省が平成17年11月に実施した承認統計調査である。

- (6) 単位未満の数値を四捨五入したため、内訳と合計が一致しないものがある。
- (7) この統計表中「－」は該当数値なし、▲印はマイナスの数値を表し、「0.0」は単位未満、「…」は調査票に調査項目がないため不明のもの、「x」は1又は2の事業所に関する数値で個々の報告者の秘密保護のため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所でも1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は、「x」で表した。

## 11 問い合わせ先

〒950-8570

新潟県総務管理部統計課産業統計班

電話 (ダイヤル) 025-280-5121

(代表) 025-285-5511 (内線2444、2445、2446)

ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/>

別表

中分類「18プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾版を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
目盛りのついた三角定規	2739	洋傘・和傘・同部分品	3289
注射筒	2741	魔法瓶	3289
義歯	2744	看板・標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル・模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
		眼鏡	3297

注) 「分類」欄について、2桁は中分類番号、3桁は小分類番号、4桁は細分類番号をさす。